

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

当社は、日々お客さまの新しいニーズが生まれ進化を続け、今後も持続的な成長が期待される国内で最も肥沃かつ有望な市場である首都圏において、スーパーマーケット企業としてこれまで培ってきた参画事業会社の経営ノウハウをさらに進化させ、総力を結集して国内ナンバーワンの「首都圏におけるSM連合体」を創設することを目指し、2015年3月2日に共同持株会社として発足した。設立時に制定した基本理念、ビジョン、ミッション（使命）の実現のために、コーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題のひとつとして認識し、コーポレート・ガバナンスの充実を図る。

1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

- (1) 事業会社の自主・自律性を尊重し、共通する理念である「お客さま第一」「地域社会への貢献」に基づき、設立時に制定した基本理念、ビジョン、ミッション（使命）を基本とする。
- (2) 株主をはじめとするステークホルダーとの適切な協働を実現するため、意思決定の透明性及び公正性を確保する。
- (3) 中長期的視点で適切な協働ができる株主、特に日々のお買物を通じてご意見いただけるお客さま株主をはじめとするステークホルダーを重要なパートナーと位置づけ、建設的な対話ができる環境を整備し、経営に活かせる体制を構築する。
- (4) (1)～(3)を前提とし、経営の意思決定過程の合理性を確保することにより、健全な企業家精神を発揮し、会社の迅速・果敢な意思決定を実現することにより、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る。

2. コーポレート・ガバナンス・コードへの対応方針

第1章 株主の権利・平等性の確保

- (1) 少数株主をはじめとするすべての株主に対し実質的な平等性を確保し、株主の権利と適切な権利行使に資するため、迅速且つ正確に情報開示を行う。
- (2) 財務情報以外の情報提供も積極的に行うことで、お客さま株主の当社への理解を図る。
- (3) 株主総会におけるインターネットによる議決権行使や総会付議議案のウェブサイトでの開示等の環境整備を行う。
- (4) 株主の権利を確保し、株主との共同利益を向上させるため、複数の独立社外取締役に加え1名の独立社外監査役を選任し、コーポレート・ガバナンスが十分に機能する体制を整備する。

第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

- (1) 当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識し、ステークホルダーの権利・立場や企業倫理を尊重する企業風土の醸成に努めるとともに、当社の理念や経営方針、中期経営計画等についても積極的な情報発信に努める。
- (2) 内部通報制度の充実及び従業員が生き生きと働き続けることのできる環境整備に取り組む。
- (3) サステナビリティへの適確な対処のため、当社及び事業会社の環境方針を遵守すべく、資源リサイクル活動や植樹活動への参画・推進により、持続可能な社会の実現を目指し、こ

れからも諸活動を継続する。

- (4) ダイバーシティへの取り組みとして、女性従業員の管理職への登用や障がい者雇用の拡大等による従業員の活躍促進を積極的に進める。
- (5) お客さま株主を含むご来店されるお客さまに対して、食の安全・安心を確保し健康的な食生活を提案する。そのため、お客さま及び従業員の多くを占める女性の意見・提案を積極的に活用する。

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

- (1) 情報開示は重要な経営課題の一つであり、ステークホルダーの理解を得るためにも適切な情報開示が必要不可欠であるとの認識のもと、法令に基づく開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報（非財務情報を含む）についても、ウェブサイト等を通じて、積極的に開示する。
- (2) 会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレート・ガバナンス実現の観点から、経営理念、経営戦略、経営計画に加え、取締役・監査役候補の選任、指名や報酬決定のための方針と手続きを明確化する。

第4章 取締役会等の責務

- (1) 当社は、経営の効率性・透明性を高め、会社の持続的成長と中長期的な企業価値を最大化することを取締役会の基本方針とする。そのため、企業戦略の提示やリスクテイクを支える環境整備、経営陣に対する実効性の高い監督等、取締役会の役割・責務を適切に果たすために求められる政策・方針を定め、開示し、着実に実行する。
- (2) 上記(1)を実現するため、2024年5月の定時株主総会以降は、取締役会の構成を社外取締役3名（うち独立社外取締役3名を含む）、監査役会の構成についても、社外監査役2名（うち独立社外監査役1名を含む）とする。これにより取締役会・監査役会の多様性とコーポレート・ガバナンスの有効性を確保する。
- (3) 当社は、持株会社として「事業会社の自主自律経営を尊重する」というミッション（使命）に基づき、「小さな本社」として発足した。しかし同時に「事業会社の枠を超えて総力を結集し、新たな価値を創造する」というミッションを実現するため、持株会社として保有すべき機能を構築し、事業会社に提供すべき機能を充実させ、企業価値の最大化を実現する。
- (4) 取締役会における審議を活性化し取締役会の実効性を確保するため、取締役・監査役に対する適切な情報提供とトレーニングの機会を提供するとともに、独立社外取締役及び独立社外監査役と連携し、経営陣幹部に対する監督体制を構築する。
- (5) 取締役会・監査役会に求められる役割・責務を適切に果たすため、取締役会の下に、独立社外取締役を主な構成員とし、取締役の選任と中長期的な業績連動報酬制度を検討する「人事・報酬諮問委員会」及び取締役会の実効性の評価を行う「評価諮問委員会」を設置し、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化する。

第5章 株主との対話

- (1) 広報IRを窓口とし、事業会社と協働して株主や投資家との良好な関係構築に向けた対話を積極的に行う。そのため、決算説明会を半期に一度開催するとともに、必要に応じて事業計画・方針説明会等を開催し、その内容は当社ウェブサイト公表する。
- (2) 当社の株主数の多くを占めるお客さま株主と交流する機会を設け、建設的な対話を継続して行う。
- (3) 経営戦略や経営計画は、その実現のための具体的な実行計画や目標値を株主にわかりやすい形で明確に説明する。

以上

2016年1月13日制定

2024年5月24日改定